

一下醤油元直段金壹兩ニ付拾三樽替升七升入壹樽ニ付代七文、代七拾七文、壹合ニ付代八文、引下ヶ壹合ニ付代七文、中略○右者此度錢相場御定被仰渡御座候ニ付、右釣合を以、右之通直段引下ゲ賣買爲仕度奉存候間、此段申上候、以上、

寅 八月十二日

七番組
南茅場町

名主 基七印

靈岸島濱町 太一郎印

南新堀町 同 平兵衛印

〔元治物價上報〕上

一醤油上壹合ニ付代三拾貳文、中壹合ニ付代貳拾四文、下壹合ニ付代貳拾文、
右之通、當時小賣直段奉申上候、以上、

子六月○元治

深川永代大門前仲町
家持仲町 儀右衛門印

〔譚海十四〕醤油一樽ハ八升入也、樽代を引て正味七升五合あり、みそ一樽ハ目形十九貫目也、是も
樽代を壹貫目引て、正味十八貫目ある事也、

〔貞丈雜記六飲食〕一醤油は古なし、京都將軍家の庖丁人大草家の書の趣、醤油を用ることみえず、皆
たれみそを用る也、

〔大草家料理書〕一鴨煎鳥は、薄く切てよく鍋にて其儘いる也、但後に醤油酒を指て吉也、○中略